

令和6年（2024年）度行政評価シート【個表】

令和 6 年 6 月 21 日

評価対象事業		評価者	障害福祉課長 寺山 明	
健福-35	障害者福祉サービス事業	☒ 自治事務	主管課	障害福祉課
		☐ 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	健康福祉	施策の方針	多様性のある福祉サービスの充実

1 事業の目的

対象	障害者等
意図	障害者等に必要障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活を総合的に支援し、安心して生活を送ることができるようにするため。
効果	障害者等の日常生活の利便性の向上と、安心して社会生活を送ることができる体制の充実を図る。

2 令和5年（2023年）度実施した事業の概要

・障害者が障害福祉サービスを利用した場合に介護給付費等の支給を行った。 ・身体機能を補い、日常生活を容易にするために障害者等の補装具・日常生活用具の給付を行った。 ・障害の内容に合わせた住宅設備改修の際に重度障害者住宅設備改造費の助成を行った。 ・自宅の浴槽での入浴が不可能な身体障害者に訪問入浴サービスを実施した。 ・グループホーム入居者へ家賃の助成を行った。 ・障害者グループホームを開設及び運営する事業者が行うバリアフリー化等の改修工事等の費用に対し、補助を行った。 ・障害者総合支援法の補装具給付費支給対象外の軽・中等度の難聴の児童に対し、補聴器購入費の一部の助成を行った。	
---	--

3 事業を構成する事務事業（最小事業）実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 （主な経費等）	指標（単位）	令和5年度		令和6年度	達成度
				指標（実績値／目標値）		指標（目標値）	
				事業費（決算／当初）（千円）		予算額（千円）	
01	介護給付費等支給事業	障害福祉サービス費、更生医療給付費、育成医療給付費	障害福祉サービス等の受給者数（人／月）	288人／月	303人／月	303人／月	95.05%
				4,139,305	4,167,978	4,665,330	
02	補装具・日常生活用具給付事業	補装具・日常生活用具給付費	補装具・日常生活用具支給件数（件）	3961件	4594件	4594件	86.22%
				67,302	88,085	78,082	
03	重度障害者住宅設備改造費助成事業	重度障害者住宅設備改造費補助金	住宅改造実施件数（件）	3件	11件	4件	27.27%
				867	7,000	4,000	
04	身体障害者訪問入浴サービス事業	身体障害者訪問入浴サービス事業委託料	訪問入浴サービス延利用回数（回）	427回	410回	410回	104.15%
				5,893	6,149	6,629	
05	障害者グループホーム等家賃助成事業	障害者グループホーム等家賃助成	家賃助成対象者数（人）	176人	147人	147人	119.73%
				14,398	14,100	17,200	
06	障害者グループホーム運営助成事業	障害者グループホーム運営事業補助金等	常勤支援員配置促進費延月数（月）	240月	252月	252月	95.24%
				7,237	15,556	7,598	
07	障害者グループホーム設置補助事業	障害者グループホーム運営事業補助金（設置費）	設置補助実施事業所数（箇所）	2箇所	5箇所	5箇所	40.00%
				1,000	7,000	7,000	
08	在宅重度身体障害者生活介護支援事業者助成事業	重度重複障害者個別支援事業補助金	医療的ケア支援事業延日数（日）	641日	710日	710日	90.28%
				8,800	9,178	9,870	
09	補聴器購入費助成事業	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業補助金	補助実施数（件）	6件	10件	10件	60.00%
				332	678	676	
10	地域生活支援拠点等整備事業	障害者緊急一時保護委託、地域生活支援拠点整備給付費	—	—	—	—	
				565	2,337	4,161	
		財源内訳	国県支出金	3,184,276	3,193,930	3,498,757	
			地方債				
			その他特定財源	4	15	15	
			一般財源	1,061,419	1,124,116	1,301,774	
		事業費の合計（千円）		4,245,699	4,318,061	4,800,546	
		人件費（千円）				56,182	60,577

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	4.7	5.0	5.2	6.6	6.7	
会計年度任用職員	0.0	0.0	6.5	4.2	5.1	

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	介護給付費等支給事業	本指標は訪問系サービスの受給者数で、全体では令和4年度と比較し減少したが、重度訪問介護の受給者数は増加傾向にあり、決算額も増加している。	法定業務であり、障害者の自立と社会参加を支援する重要な事業である。	障害福祉サービスの担い手(特にヘルパー)が不足していることが課題である。市独自の報酬や加算の見直しなど、担い手の定着につながる方策の検討及び実施が必要である。
02	補装具・日常生活用具給付事業	補装具、日常生活用具ともに支給件数が増加した。いずれも耐久年数の関係で年度により増減する。	身体障害者の身体機能を補う補装具、日常生活を支援する用具にかかる費用を給付するもので、障害者の生活支援上、必要な事業である。	日常生活用具について、対象品目や給付要件、支給額等、要望や近年の物価高騰などの社会情勢等を踏まえて見直していく必要がある。
03	重度障害者住宅設備改造費助成事業	実施件数は減少傾向であるが、助成希望はあるものの対象要件を満たさず、申請に至らない相談が複数件あった。	障害者が自宅の生活環境を整え、在宅で生活続けるために重要な事業である。	令和3年度に補助金額等の見直しを行ったが、申請件数及び改造内容の動向を把握しながら適宜事業(要綱)の見直しを図る必要がある。
04	身体障害者訪問入浴サービス事業	登録者は横ばいの状況であるが、登録者の身体状況に応じて実施回数に増減が生じる。	重度障害者の清潔の保持等のため重要な事業である。	障害児を育てる家庭の経済的な負担を軽減するため、18歳未満の登録者について、利用者負担額を免除するよう要綱改正をした。
05	障害者グループホーム等家賃助成事業	グループホームは、障害者が地域で暮らすために重要な役割を担っており、利用者は増加傾向にある。	本市では、障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して地域で暮らせるまちを目指しており、グループホームで暮らす方の経済的な負担を軽減するために必要な事業である。	当事者団体から、1か月当たりの補助限度額の引上げに関する要望が出ている。近隣自治体の動向を把握しながら、補助限度額の見直しの必要性について検討していく。
06	障害者グループホーム運営助成事業	グループホーム利用の需要は増加傾向であり、運営者も増える傾向にある。	グループホーム利用の需要が多く、運営費を補助し、鎌倉市への設置を誘導していくため必要な事業である。	令和5年4月1日施行で補助金の助成要綱の一部改正を行い、申請手続き等の定めが不明瞭な部分を見直した。
07	障害者グループホーム設置補助事業	グループホーム利用の需要は増加傾向であり、補助件数は毎年数件はあると見込んでいる。	グループホーム利用の需要が多く、運営費を補助し、鎌倉市への設置を誘導していくため必要な事業である。	市内に身体障害者に対応したグループホームが少ないことが課題である。利用者のニーズを把握し、必要に応じて設置費の見直しが必要である。
08	在宅重度身体障害者生活介護支援事業者助成事業	医療的なケアが必要な障害者は一定程度おり、施設の規模に応じた支援を継続する。	重度障害者へ医療的なケアができる施設が限られており、運営を支援するために必要な事業である。	市内に医療的なケアができる施設が少ない。
09	補聴器購入費助成事業	補装具の要件に当てはまらない対象者が一定程度おり、規模は継続すると見込んでいる。	制度の隙間となる方への支援のために必要な事業である。	特になし
10	地域生活支援拠点等整備事業	虐待等のために緊急保護する案件は一定程度継続するものと見込むものの、指標の設定には適さない。	虐待等により障害者を保護するために必要な事業である。	緊急時に対象者を確実に保護するため、実施事業者の追加について検討が必要である。

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	1 実施済み
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	○.負担導入済 ○-2 適正な受益者負担を導入している
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 △-9 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、実施事業に協働はなじまない
		協働実施済の場合のパートナー

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	☒ 拡充 ☐ 改善・変更 ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
障害者総合支援法に基づき、障害者等に必要な障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活を総合的に支援する必要がある。 事業の対象となる障害者等の人数の増加や体調の変化等により、提供すべきサービス量の増加が見込まれる。また、令和6年4月1日から、安心して子育てができる環境整備の一環として、放課後等ディサービスや移動支援などの障害児向け障害福祉サービスの利用者負担額の実質無償化を開始した。 これらを踏まえ、今後は、障害福祉サービス事業所で働く方を増やす取組や、すでに働いている方の定着につなげる取組を検討してまいりたい。	

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	障害者福祉サービス等の受給者数						単位	人
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域に必要とされる障害福祉サービス等提供体制を整備していく必要があるため。	目標値	-	1,500	1,600	1,650	1,800		
	実績値	1,537	1,591	1,657	1,753			
	達成率	-	106.1%	103.6%	106.2%			

指標(単位)	セルフプランを除く計画作成者数						単位	人
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
計画相談支援体制を整備し、適正なサービス利用を推進していくため。	目標値	-	1,400	1,450	1,500	1,620		
	実績値	1,397	1,260	1,269	1,304			
	達成率	-	90.0%	87.5%	86.9%			

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	第7期障害福祉計画における令和6年度訪問系サービスの見込量(時間/月・人数)							
団体名	鎌倉市	茅ヶ崎市	厚木市	小田原市	藤沢市	海老名市	伊勢原市	
他市実績	8,331時間	5,363時間	12,314時間	8,000時間	21,011時間	5,420時間	3,194時間	
	292人	357人	340人	340人	891人	228人	174人	

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	障害者総合支援法及び国の指針に基づき自治体ごとに計画を策定しているところである。障害福祉サービスの見込み量は人口規模やサービス提供事業者など社会資源の状況、支給実績により異なる。本市では、長時間にわたり「重度訪問介護」を利用する介護者が複数いることから、他市と比較して、人数に対する訪問系サービスの時間が長い。
--------------------------	---